



福岡医発第 1458 号 (地Ⅱ 57)
平成 28 年 8 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

今般、平成 28 年 3 月 31 日に労働安全衛生規則の一部の改正を行い、平成 29 年 4 月 1 日より施行する旨、厚生労働省労働基準局より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

改正省令の趣旨は、事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という）の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れがあるため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについての省令を規定したというものです。

本件については、日本医師会の働きかけにより、省令改正から施行までに 1 年間の猶予が設けられましたが、本会といたしましては、現場での対応に苦慮することが想定されることから、福岡労働局と協議を重ねたうえで、日本医師会より厚生労働省に対し、更なる経過措置を設けるよう要望書を提出いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、要望書に対する回答など今後の動向につきましては、日本医師会及び福岡労働局等より情報提供があり次第、ご連絡いたします。

(添付資料)

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

(平成 28 年 6 月 9 日 日医発第 279 号 (地Ⅱ 57) 日本医師会長 横倉義武 通知)

・労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

(平成 28 年 4 月 12 日 (地Ⅱ 7) 日本医師会長 横倉義武 通知)

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 白石恒明

日医発第279号(地Ⅱ57)

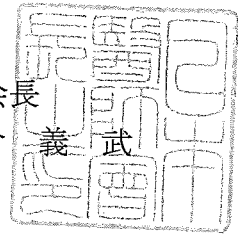
平成28年 6月 9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉

義 武



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

本件に関しましては、すでに平成28年4月12日付け(地Ⅱ7)をもって、官報(号外第73号)等を送付申しあげているところです。

改正省令の趣旨は、事業経営の利益の帰属主体(以下「事業者」という)の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したというものです。

本省令は平成29年4月1日から施行する予定になっておりますので、貴職におかれましては、この度の労働安全衛生規則の改正内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。





基 発 0523 第 1 号
平成 28 年 5 月 23 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるところです。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、会員事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号イ関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。



2 第13条第1項第2号ロ関係

事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第13条第1項第2号ハ関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

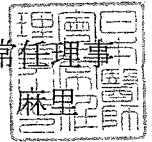
改 正 案	現 行
（産業医の選任） 第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。 一 （略） 二 次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。 イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者 ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人 ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者 三・四 （略） 2 3 （略） （特定業務従事者の健康診断） 第四十五条 事業者は、第十三条第一項第三号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。 2 4 （略）	（産業医の選任） 第十三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。 一 （略） （新設） 二・三 （略） 2 3 （略） （特定業務従事者の健康診断） 第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期に、行えば足りるものとする。 2 4 （略）

(地Ⅱ 7)

平成28年4月12日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
道永 麻里



労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

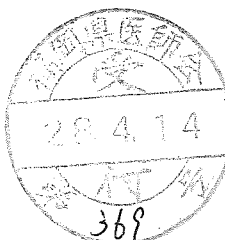
時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、別添官報（号外第73号）にありますように、平成28年3月31日付けで、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

改正の内容は、事業者は産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととしています。

本件に関しては、すでに平成27年11月5日付け（日医発744号（地Ⅱ128））で、「産業医の選任の改善について」を、各都道府県医師会あてにご通知申し上げているところであります。

本省令は平成29年4月1日から施行する予定になっておりますので、貴職におかれましては、この度の労働安全衛生規則の改正内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。



○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任すること。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

第四十五条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

報道関係者 各位

平成 28 年 3 月 8 日

【照会先】

労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
産業保健支援室長

塚本 勝利

室長補佐 中村 宇一（内線 5497）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3502)6755

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について 労働政策審議会から妥当との答申がありました

～法人の代表者などが、自らの事業場の産業医を兼任することが禁止になります～

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授）に対して、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、本日、同審議会安全衛生分科会（分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学系研究科教授）で審議が行われ、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえ、速やかに省令の改正作業を進めます（平成 28 年 3 月公布、平成 29 年 4 月 1 日施行予定）。

【省令案のポイント】（詳細は別添 3）

法人の代表者などが、自らの事業場の産業医を兼任することの禁止

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。

【別添 1】 諮問文

【別添 2】 答申文

【別添 3】 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

（備考） 今回の分科会の資料や議事録は、厚生労働省ホームページの「政策について→審議会・研究会等→労働政策審議会→安全衛生分科会」に掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei.html?tid=126972>



別添1

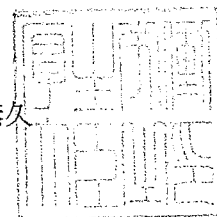
厚生労働省発基安0308第1号

平成28年3月8日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

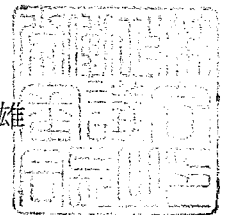


別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労 審 発 第 837 号
平成 28 年 3 月 8 日

厚 生 労 働 大 臣
塩崎 恭久 殿

労 働 政 策 審 議 会
会 長 樋 口 美 雄



平成 28 年 3 月 8 日付け厚生労働省発基安 0308 第 1 号をもって諮問のあった
「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、
下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 28 年 3 月 8 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 土橋 律

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 28 年 3 月 8 日付け厚生労働省発基安 0308 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

産業医の選任については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条第1項の規定において、事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任することとされているところである。

一方、産業医として選任できる者の事業場等における役職については、法又は労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられるところである。

しかしながら、労働者の健康管理は一定の費用を伴うものであるため、事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）を代表する者や事業場においてその事業の実施を統括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれ考えられる。

このため、事業者は、産業医を選任するにあたって、一定の者を選任してはならないことを定めるものである。

2. 改正の内容

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととする。

3. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）



日医発第744号(地Ⅱ128)

平成27年11月5日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

産業医の選任の改善について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、産業医の選任の改善について、別添のとおり本職あてに周知・協力依頼がありました。

本件は、産業医として選任できる者の事業場等における役職について、労働安全衛生法または同規則で制限は設けられていないため、企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している事例がみられ、事業者を代表する者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行されない恐れも考えられることから、次の者を産業医として選任している場合は早期に改善するよう求めているものです。

①法人の代表者又は事業経営主（事業者の代表者）

（例）代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

②事業場においてその事業の実施を総括管理する者（事業場代表者）

（例）病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長

今回このような通知が発出されるに至った背景と経緯は別紙のとおりですが、本会といたしましては、短期間での制度の変更は現場が混乱するため、平成27年9月2日、本会の産業保健担当副会長ならびに常任理事が塩崎厚生労働大臣のところに出向き、産業医未選任事業場の解消、産業医届出制度の改善等について要望するとともに、本件施行までの準備のための猶予期間を十分設けていただくよう要望いたしました。

今後のスケジュールとしては、労働基準監督署において、産業医の選任状況に関するアンケート票を関係事業場に直接送付し、現状調査を行うことを検討しているということです。さらに、平成28年4月に省令の改正を行い、平成29年4月から施行の予定とのことです。

今後、施行までに1年5か月ほどありますが、病院長や理事長が産業医を兼務している医療機関等から貴会ならびに貴会関係郡市区医師会に対し認定産業医の推薦方につきまして要請があることと存じます。先般、本会が実施しました産業医活動に関するアンケートによりますと、産業医資格があっても活動する事業所がないとの回答が多く寄せられましたので、こういった産業医の先生方を選任していただけるようご配慮をお願いいたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職の特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、本会としても、基礎研修会の受講を希望される先生方の増加が予想されることから、基礎研修会の日医開催について検討していきたいと考えておりますが、貴会におかれましても基礎研修会の開催につきましてご検討を賜りますようお願い申し上げます。